

平成 27 年度

定期監査報告書

下諏訪町監査委員

27監委第20号  
平成27年12月25日

下諏訪町長青木悟様  
下諏訪町議会議長中村奎司様  
下諏訪町教育委員会委員長小松裕子様  
下諏訪町選挙管理委員会委員長小口俊吉様  
下諏訪町農業委員会会长牛山光春様  
下諏訪財産区議會議長小口恭一様

下諏訪町監査委員  
星野岳生  
津金裕美

平成27年度定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び下諏訪町監査委員条例（昭和49年町条例第21号）第2条の規定に基づき、平成27年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

## 目 次

ページ

1 定期監査日程	1
2 現地監査日程	1
3 監査の対象及び方法	2
4 監査の結果	2
5 監査の所見	3
6 平成26年度定期監査結果（所見）と措置状況	5

## 1 定期監査日程

月 日	曜 日	時 間	課 等 名	場 所 等
11月 12日	木	午前 10時 00分 から	建設水道課	第3委員会室
11月 13日	金	午前 9時 00分 から	消防課	消防署
		午前 10時 30分 から	教育こども課	第3委員会室
11月 16日	月	午前 9時 30分 から	下諏訪南小学校 (吊り天井等落下防止含む)	各施設
		午前 10時 45分 から	みずべ保育園 (トイレ改修工事含む)	
		午後 1時 30分 から	下諏訪中学校 (吊り天井等落下防止含む)	
11月 17日	火	午前 9時 00分 から	住民環境課	第3委員会室
		午後 1時 15分 から	健康福祉課	
11月 18日	水	午前 9時 00分 から	税務課	
		午後 1時 15分 から	総務課	
11月 19日	木	午前 9時 00分 から	会計課	
		午前 10時 30分 から	産業振興課	
		午後 4時 00分 から	議会事務局	
11月 20日	金	午前 9時 30分 から	現地調査(下記)	ハイム天白 (検食・居室改修工事含む)
		午前 12時 00分 から		

## 2 現地監査日程

月 日	曜 日	監 査 箇 所 等		課 等 名
11月 20日	金	9時30分	陸上競技場公認更新整備工事	教育こども課
		11時00分	不法投棄防止防護柵設置工事	住民環境課

### 3 監査の対象及び方法

平成27年度の上半期（4月～9月）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、下記の指定資料の提出を求め、諸帳簿・書類の照合等と併せて関係職員からの説明を受け、質疑応答を交えながら実施した。

また、工事現場等に出向き関係職員から説明を受け現地検証を実施した。

さらに、前年度の監査指摘事項に係る措置状況の報告を受け、再確認をした。

#### ○指定資料

- ① 職員配置・事務分掌
- ② 書類目録
- ③ 予算執行状況〈歳入・歳出〉
- ④ 工事実施状況
- ⑤ 公有財産増減状況（土地及び建物）〈取得・処分〉
- ⑥ 備品購入・不用決定（所管換）状況
- ⑦ 業務委託状況
- ⑧ 主な行事等の状況
- ⑨ 重点施策の進捗状況
- ⑩ 主な業務概要・事務事業実績
- ⑪ 前回監査の状況及び指摘事項の処理状況
- ⑫ その他 (1) 保育園関係 (2) 学校関係 (3) 水道事業関係  
(4) 下水道事業関係 (5) 賄材料費の業者・月別支払額一覧表
- ⑬ 各課添付資料

### 4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況は適正と認められた。しかし、一部事務処理に検討・改善をする事項が認められたので、次に記述する所見を踏まえて、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項については、それぞれ口頭での指導も併せて行った。

## 5 監査の所見

### (1) 予算の執行状況について

平成27年9月末現在の歳入・歳出計算書に関し、下期での予算補正の予定、重要な不用額の見込の有無を聴取したところ、請負工事費等で補正、不用額が見込まれるものがあるが、概ね年度内に予算執行の予定であるとの回答を得た。

### (2) 町税等の徴収事務について

町税等の徴収のうち入金が遅れているものについては、公平性を保ちつつ納税者に寄り添った収納を心掛けているとのことである。町税の他、料金等も含めた全課対応での集中滞納整理も行われており、着実な成果が上がっていると感じられる。

滞納繰越分の徴収に関しては、収納が進むことにより更なる徴収が難しくなるが、引き続き辛抱強い対応をお願いしたい。

### (3) 利用料の未収対策について

上下水道料、財産区の温泉使用料、保育料、学童クラブ使用料は、利用者の受益の状況が明確であるので、滞納者の追加的利用を制限する等のルールづくりが公平性の観点から必要になってきていると思われる。

現年分の収入未済額が増加しない方策を検討していただきたい。

### (4) 関係団体会計受託業務について

関係団体の会計及び資金の管理業務を町職員が代行している部署については、可能な限り当該団体に業務を移管するよう依頼している。9月末現在で33団体の管理業務を代行しているが、資金に滞留部分があるものや、活動を休止していると思われるものについては、返金、預金解約等の検討をお願いしたい。

### (5) 工事等入札状況について

①大型工事を対象とする低入札価格調査委員会は、建設資材、工事関連人員の受給状況が引き続き逼迫していることもあり、当上期は開催されなかつたが、逆に第1回目の入札が不落となつた工事が散見された。

人的役務提供であるコンサルティング業務については、請負業務の履行状況の良否の判断が可能であるため、低入札のものはあったが完成時等の検収をより厳密に行うことにより、調査委員会を特別に開くことはないとのことである。該当するものについては、適切に対応されたい。

② 平成28年3月完了予定の「庁舎耐震及び大規模改修工事」は低入札価格調査委員会の審査を受けて発注した工事である。昨年の工事技術監査において、担当技術士から良好であるとの評価を得ているが、昨年度の定期監査の所見へ回答を頂いているような最終検査の確認をお願いしたい。

#### (6) 文書管理について

文書取扱主任者の管理のもと概ね適正に処理されていた。  
文書のうち、個人情報が含まれるもののは重要なことは勿論であるが、マイナンバー法の施行により、個人番号利用事務実施者としてのより厳密な管理体制の整備運用が必要となっている。既存の文書の書式も改訂中とのことであるので、着実な対応をお願いしたい。

#### (7) 経年インフラ施設の安全対策について

南小学校改築事業、庁舎耐震及び大規模改修工事が完了することにより、町の大型施設の安全対策は一段落すると考えられる。一方でインフラ整備は高度経済成長期に集中的に行われたため、今後は優先順位を決めて修繕を行っていく必要があると思われる。

保育園、学校、老人福祉施設等では些細な事が事故につながる可能性もあるので、危険を察知した対応をお願いしたい。

#### (8) 廃屋への不法投棄対策諸費について

国道142号線沿い廃屋及び隣接町有地に不法投棄された廃品の移動・処理、及び不法投棄防護柵の設置は町費負担で行われた。民有地分についても町費負担があることについて、その適否を判断するため現地を視察した。

現地は直線道路沿いで上手から廃棄物が目視でき、防護柵がないと追加的な不法投棄を誘引し易い状況にあった。民有地の所有者に資力がないことから、土地を使用貸借して柵を設置することは町有地の保全のためにも必要であったと考える。

廃棄品処理に当たっては、町新人職員の研修として職員が対応したことであり、配慮が感じられた。

## 6 平成26年度定期監査結果（所見）と措置状況

### （監査の所見）

#### （1）予算の執行状況について

平成26年9月末現在の歳出計算書に関し、各事業別・節別の執行率が20%未満で予算残額が100万円以上のものについて担当係に今後の予算執行の予定を聴取したところ、修繕費や町民等からの申請により給付するものを除き、概ね年度内に支払予定であるとの回答を得た。

#### （2）町税等の徴収事務について

昨今の景気低迷により、町税等の納付が困難な状況にある納税者が減少せず、徴収事務担当課にはご苦労をいたいでいるところである。前年同様、町税その他、料金等も含めた全課対応での集中滞納整理も行われており、成果がみられる。

滞納繰越分の収納に関しては、滞納整理が進んだことにより更なる徴収が難しいとのことであるが、引き続き対応をお願いしたい。

#### （3）水道事業、下水道事業、財産区分湯料の未収状況について

水道事業、下水道事業、財産区分の温泉分湯料の未収入金は特定の事業者に集中する傾向があり、同時に町税も滞納している場合がある。使用料等未収入金の徴収事務については個別的な滞納の状況に応じ、より踏み込んだ対応がとられている。引き続き対応をお願いしたい。

### （措置状況）

#### （1）

今後も事業の進捗状況を把握しながら適正な時期における予算執行に努めてまいります。

#### （2）

大口滞納案件の整理が進み、今後は小口・困難案件の滞納整理が課題となってまいります。今まで培った手法を活かしながら、より滞納者に寄り添った納税相談を推進するとともに、誠意が見られない滞納者には、十分な財産調査を行つたうえで差押えを実行してまいります。

また、収納対策室としまして、各課との連携・情報共有を図りながら徴収率の向上に努めてまいります。

#### （3）

未収入金の徴収については、一定期以上の滞納者に対し、給水停止、配湯停止処分を予告しながらの催告を行い、全額納入あるいは、分納誓約により納入いただくなどの対応を行つてまいります。

特定の事業者については、毎月の分納はあるものの、中々現年分にも追いつかない状況がありますが、来庁の際に、月々の金額を上げてもらうなどの相談を引き続き行ってまいります。

また、特定の事業者以外につきましては、滞納が高額にならぬうちに相手と接触し、生活の状況も見極めながら、できる範囲での分納をお願いしていくなど、相談にも力を入れてまいります。

## (監査の所見)

### (4) 関係団体会計受託業務について

関係団体の会計及び資金の管理業務に関しては、町職員が代行処理をしていることから可能な限り当該団体に業務を移管するよう提言しているところである。

定期監査においては必要に応じて部署内の会計・資金管理の牽制の状況を確かめた。

一部に上席者が通帳と帳簿を査閲した形跡が明確に残されていない部署があつたため、改善を依頼した。

### (5) 工事入札状況の変化について

一般競争入札工事等の入札価格が調査基準価格を下回る場合、予定価格

1000万円以上の工事については低入札価格調査委員会の審査により落札業者を決定する。

建設資材、工事関連人員の需給逼迫は前期から継続しており、建設工事等価格、落札率が上昇しているが、当上期は大規模な工事に低落札率の工事があつたため全体としての落札率が抑えられた結果となった。当上半期に低入札価格調査委員会で審査された一般競争入札工事は2業者2工事であった。

当該工事については所定の手続を経て発注、着工されているが、施工状況について慎重に見守る必要がある。

## (措置状況)

### (4)

町職員が関係団体の事務局を担当しており、当該団体が町の施策を推進してきた経過もあることから、直ちに会計業務を移管するのは困難ですが、今後の課題として、関係団体と協議の場を持ち、自立に向けた検討を継続してまいりたいと考えております。

また、会計業務は伝票処理とし、上席者が必ず査閲するよう、課長会を通じ各課に周知徹底いたしました。

### (5)

低入札価格調査委員会で審査された「庁舎耐震補強工事」「南小学校改築工事」については、落札候補者に調査資料を提出させ、担当課において聞き取りを行ったうえで、26年5月29日及び30日に低入札価格調査委員会を開催しました。委員会の審議においては、両工事とも積算価格の妥当性が確認され、落札候補者と契約することが妥当と判断されました。

工期満了となった「南小学校改築工事」については、27年3月27日に通常の完成検査に合わせて、低入札価格調査委員会による検査立会を行い、毎週の工程会議における監督体制の強化と良好な出来形を確認しました。

28年3月末に工期満了となる「庁舎耐震補強工事」についても、同様に監督体制を強化して施工状況を確認しており、低入札価格調査委員会立会のもと完了検査を行う予定です。

### (6)

南小学校を除く各学校の施設用備品につきましては、耐用年数や破損の状況を学校が判断するなかで予算計上をしておりますが、放送設備やデジタル化等大規模な改修が必要な学校につきましては、実施計画に乗せ計画的に予算措置をし、南小学校同等の教育環境を整えられるよう進めてまいります。

### (6) 南小学校以外の学校の、備品等の充実について

南小学校の教育環境は校舎棟の完成引渡、備品等更新により、大幅に改善されたため、北小学校の教育環境をより充実させるための予算措置が必要であるか検討されたい。

(監査の所見)

(7) 文書管理について

文書取扱主任者の管理のもと概ね適正に処理されていた。税外収入簿の記載方法について、各課の記載方法に手書きのものやパソコンによる打ち出しなどの書式がみられた。財務規則に従い作成利用されているか検討された。

(8) 平成25年度の事務事業評価について

平成25年度に実施した事務事業に関する結果報告書が公表されている。多くの事業の総合評価は妥当性、公平性、効率性、達成度がおおむね妥当なものとして「現状維持」と評価されている。一方で、目標数値を高めに設定したことにより達成度の記載が目標未達となり、評価が低く表示されているものが散見される。

目標数値を段階的に高めるなど実効性を持った目標値を設定することが望まれる。

(措置状況)

(7)

税外収入整理簿については、現行帳簿にて管理されており、一枚の伝票において、収入日が異なる場合、手書きにて追記していくのが本来の取扱いですが、月ごとに帳票を出力している場合など、調定日が同一であれば、内容、調定日等パソコン出力にて対応可能な部分もあると考えます。他の帳簿類に関しても今後精査を行い、真実・明瞭性が担保できるよう徹底してまいります。

(8)

平成26年度の事務事業評価については、各事務担当者にヒアリングを行い、数値目標について再点検を行い、必要と認められる事業については、指標の変更と基準値の見直しを行いました。